



特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

令和 年 月 日

島本町長様

町民税・府民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いたため、島本町税条例第37条の規定により届け出します。

特別徴収義務者 指定番号				
給与支払者 (特別徴収義務者)	名称 (氏名)			
	所在地 (住所)			
	法人番号 <small>※個人番号は記載不要</small>			
担当者	氏名		課係	
	電話番号		内線	
理由	※該当する番号に○を付けてください。 1 給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなったため 2 その他(理由: )			

【注意事項】

- 届出者が個人である場合はその住所及び氏名を、法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地、名称、法人番号をそれぞれ記入してください。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が、失われることとなります。
- 給与の支払いを受ける者が常時10人未満となったことにより、納期の特例の承認を受けようとする場合は、改めて申請が必要となります。
- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の翌月の10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

【例】この届出書を提出した日が3月の場合

対象月分	納期限(※)
12～2月分	4月10日
3月分	4月10日
4月分	5月10日
5月分	6月10日

(※) 10日が土・日曜日、祝日の場合は、翌平日が納期限となります。